

第2章 機器及び材料

第1節 一般事項

2. 1. 1 使用機材

- 1 受注者は、契約書類において工事に使用する機材（以下「機材」という。）を支給又は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。
- 2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機材を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。
- 3 設計図書に「JIS マーク表示品」又は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。
- 4 受注者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者又は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。
- 5 受注者は、監督職員が機材の見本又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

2. 1. 2 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例

- 1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出にあたっては、使用する機材の証明書、試験成績表、規格証明書等必要な資料を添付しなければならない。成分、品質、性能等を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 受注者は、第1項の機材を使用するときは、その使用前に、外観、形状、寸法等を確認するほか、次に掲げる条件を満足しなければならない。
 - (1) 機材の規格又は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び性能と同等の機材であること。
 - (2) 設計図書で定めた製造業者以外の製造業者の機材を使用するときは、品質管理、製造能力等が同等の製造業者の機材であること。
 - (3) 機材の品質及び規格は、2.1.2に規定する品質及び規格と同等であること。
- 4 第2項の試験を行うときは、現場監督員の立会いを受けなければならない。
- 5 第2項の試験の方法は、建築基準法、JIS、HASS等の試験項目に準じて行うものとする。
- 6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認められた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。

- (1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
- (2) 新材料等の概要
- (3) 施工実績
- (4) 特徴
- (5) 選定理由
- (6) その他必要と認められる事項

2. 1. 3 機材の品質及び規格

機材の品質及び規格は、設計図書で定められているものを除き、原則として日本工業規格（JIS）又は空気調和・衛生工学会規格（HASS）の定めるところによる。

2. 1. 4 機材検査

1 受注者又は現場代理人は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。

2 機材検査は、品質及び数量について行うものとする。

3 品質検査

(1) 品質検査は、機材の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。

(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書のいずれかに添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。

(3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格した場合は、物理的又は化学的試験を省略することができる。

(4) 監督職員は、品質検査に合格した機材についても必要と認めるときは、機材の抜取りによる物理的又は化学的試験を受注者に指示することができる。

4 数量検査

数量検査は、検量又は出来型により使用する機材の数量を確認するとともに、品質証明書等との照合により行うものとする。